

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第四十一号

(六七)

昭和四十一年六月一日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 小沢 辰男君

理事 齋藤 邦吉君

理事 竹内 繁一君

理事 吉村 吉雄君

伊東 正義君

大橋 武夫君

小宮山重四郎君

西岡 武夫君

橋本龍太郎君

松山千恵子君

淡谷 悠藏君

滝井 義高君

八木 一男君

吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

出席政府委員

厚生政務次官 佐々木義武君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 実本 博次君

(援護局長)

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

五月三十一日

臨時医療保険審議会法案(内閣提出第一四八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第九六号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の各案を議題とし、審査を進めます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正) 第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「又は第五条を」若しくは第五条に、「又は総動員業務を」若しくは総動員業務に改め、「同条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国(もとの関東州及び台湾を除く。)において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第七条第一項中左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日を「同日以後復員する者については、その復員の日に、但し」を「ただし」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「同日以後復員する者については、その復員の日以後」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「次の各号のいずれかに規定する者については、当該各号に

掲げる日」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日」に、「恩給法別表第一号表ノ二」を恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に改め、同項に次のただし書を加え、同項各号を削る。

ただし、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じ、障害一時金を支給する。

第七条第四項中「前項各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日以後」に、「同項」を「前項」に、「不具廃疾の程度に応じ、障害年金」を「不具廃疾の程度及び状態に応じ、障害年金又は障害一時金に改める。

第八条第四項中「障害一時金」を「軍人軍属であつた者に支給する障害一時金」に改める。

第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に〇五、三五〇円以内の額を加えた額
第一項症	二二〇、七〇〇円
第二項症	一七〇、八〇〇円
第三項症	一三七、二〇〇円
第四項症	一〇二、九〇〇円
第五項症	七九、八〇〇円
第六項症	六〇、九〇〇円
第一款症	五四、二五〇円

第二款症	五二、五〇〇円
第三款症	三九、九〇〇円

第八条第六項中「一万五千五百円」を「二万一千七百円」に改め、「第六項症までの下に」又は第一款症を加え、「三千五百円」を「四千九百円」に改め、「同条に次の一項を加える。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	二二四、〇〇〇円
第二款症	一八五、五〇〇円
第三款症	一五八、九〇〇円

第九条第二項第二号中「程度であるもの」を「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」に改める。

第十二条中「未帰還者留守家族等援護法」の下に「(昭和二十八年法律第六十一号)」を加える。

第十三条第一項中「同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日を「同日以後復員する者」に支給するものについては、その復員の日に改め、同条第二項中「同項各号のいずれかに規定する者」に支給するものについては、当該各号に掲げる日を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和三十四年一月一日以後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日」に改める。

第十四条第一項第三号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同項第四号中「状態がなくなったもの」を「状態がなくなったか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに

至ったもの」に改める。

第二十三条第二項第二号中「障害年金を受け
る権利」を「障害年金(当該障害年金の支給事由
である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩
給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるも
のに限る)を受ける権利」に改め、同項第三号
中「第七条第三項に規定する程度」を恩給法別
表第一号表ノ二に定める程度に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる者(第一項の規定に該当
する者を除く)であつて、援護審査会が死亡
した者の死亡の当時において死亡した者の父
又は母と同視すべき状況にあつたと議決した
ものは、遺族年金又は遺族給与金を受けるべ
き範囲の遺族とみなす。ただし、死亡した者の
死亡の日まで引き続き軍人軍属たるの在職期
間の初日(その者の死亡の日が軍人軍属とし
ての勤務を解かれた日以後であるときは、当
該勤務に係る在職期間の初日とし、以下この
項において「軍人軍属」としての勤務についた
日」という。)又は引き続き軍人軍属たるの期間
の初日(その者の死亡の日が軍人軍属たるの期
間を経過した日以後であるときは、当該期間の
初日とし、以下この項において「軍人軍属とな
った日」という。)の前日において死亡した者に
よつて生計を維持し、又はその者と生計をと
もにしており、かつ、その日から死亡した者
の死亡の当時まで引き続きその者によつて生
計を維持し、又はその者と生計をもにして
いた者(死亡した者の軍人軍属たることに
よる勤務がなく、又はその者が軍人軍属となら
なかつたならば、これらの条件に該当していた
ものと認められる者を含む)であつて、死亡
した者の死亡の当時日本の国籍を有していた
ものに限る。

一 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五
月三日以後である場合におけるその死亡し
た者の同月二日における民法の一部を改正
する法律による改正前の民法にいう継父、

継母又は嫡母

二 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五
月三日以後である場合におけるその死亡し
た者の同月二日における入夫婚姻による妻
の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と
同一の戸籍内にあつた者に限る)又はその
配偶者であつて、同日においてその死亡し
た者と同一の戸籍内にあつたもの

三 死亡した者が軍人軍属としての勤務につ
いた日又は準軍属となつた日の前日におけ
るその死亡した者の父又は母の配偶者(第
一号に掲げる者を除く)

四 死亡した者が軍人軍属としての勤務につ
いた日又は準軍属となつた日の前日におい
て、縁組の届出をしていないが事実上死亡
した者の養父又は養母と同様の事情にあつ
た者であつて、その日から死亡した者の死
亡の日までの間に当該届出をしなかつたこ
とにつき相当の理由があると認められるも
の

第二十五条第一項中「又は入夫婚姻による妻
の父若しくは母」を、「入夫婚姻による妻の父若
しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、
同項第五号中「並びに入夫婚姻による妻の父及
び母」を、「入夫婚姻による妻の父及び母並びに
前条第三項に規定する者に改め、同条第三項
中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」を
「入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第
三項に規定する者」に改め、同条第四項中「入夫
婚姻による妻の父母の下に、前条第三項に規
定する者」を加える。

第二十六条第四項中「四万六千円」を「六万四
千四百円」に改める。

第二十九条第二号中「第三十一条第二号」を
「第三十一条第一項第二号」に、「又は第五号か
ら第七号までの」を「第五号又は第七号のい
ずれか」に改め、同条第三号中「権利が消滅する
日」を「権利が消滅する日。次号において規定す
る準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第
一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当

するに至る日について同じ」に、「第三十一条
第二号」を「第三十一条第一項第二号」に、「又は
第五号から第七号までの」を「第五号又は第七号」
に改め、同条に次の一号を加える。

四 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者
であつた者の配偶者、子又は孫であつて、
死亡した者の死亡の日以後、軍人軍属若し
しくは準軍属であつた者の遺族については
昭和二十七年三月三十一日以前、準軍属若
しくは準軍属であつた者の遺族については
昭和三十三年十二月三十一日以前又は第二
十五号第一項第一号、第二号若しくは第二
十五号に規定する条件に該当するに至る日前
に、第二十四条第一項に規定する者及び死
亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡
の当時、その者によつて生計を維持し、又
はその者と生計をともにしていたもの以外
の者の養子となつたもの

第二十九号に次の一項を加える。

2 前項第四号に規定する配偶者、子又は孫の
うち、第二十四条第三項各号に掲げる者(同
項ただし書の規定に該当する者に限る)で
あつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当
時において死亡した者の父又は母と同視すべ
き状況にあつたと議決したもの(養子となつ
た者については、当該縁組に關しては、前項
の規定を適用しない)。

第三十一条第四号中「並びに入夫婚姻による
妻の父及び母」を、「入夫婚姻による妻の父及び
母並びに第二十四条第三項に規定する者」に改
め、同条第五号中「又は第二十四条第一項に規
定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡し
た者の死亡の当時、その者によつて生計を維持
し、又はその者と生計をともにしていたもの以
外の者の養子となつたとき」を削り、同条第六
号を次のように改める。

六 配偶者、子及び孫については、第二十四
条第一項に規定する者及び同条第三項各号に
掲げる者(同項ただし書の規定に該当する

者に限る)並びに死亡した者の兄弟姉妹
で、死亡した者の死亡の当時、その者によ
つて生計を維持し、又はその者と生計を
ともにしていたもの以外の者の養子となつ
たとき。

第三十一条第七号中「又は入夫婚姻による妻
の父若しくは母が」を、「入夫婚姻による妻の父
及び母並びに第二十四条第三項に規定する者」
については、「に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、死亡した者の配偶者、子又は
孫が第二十四条第三項各号に掲げる者(同項
の規定により遺族年金を受けるべき範囲の遺
族とみなされた者を除く)の養子となつたこ
と(前項第六号に該当する)を除く。は、
その者の遺族年金又は遺族給与金を受ける権
利を失ふことができる。この場合におい
ては、あらかじめ、援護審査会の意見をきか
なければならぬ。

第三十五条第二項中「第二十四条第二項」を
第二十四条第二項及び第三項に改め、同項に
後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」
とあるのは、「前項」と読み替へるものとす
る。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

十三 前条第二項において準用する第二十四
条第三項の規定により遺族とみなされた者

第三十八号第二号中「第三十一条第二号」を
「第三十一条第一項第二号」に改める。

第三十九条の三第二項中「第二十四条第二項」
を「第二十四条第二項及び第三項」に改め、同項
に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」
とあるのは、「前項」と読み替へるものとす
る。

第三十九号の四第一項中「入夫婚姻による妻
の父母」の下に、「前条第二項において準用する
第二十四条第三項の規定により遺族とみなされ
た者」を加える。

第三十九条の六第一項中「第三十九条の第三項」を「第三十九条の三」に、「第三十一條第二号、第三号及び第五号から第七号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第三十一條第一項第二号、第三号、第五号又は第七号のいずれかに該当したとき。
- 二 配偶者、子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものの以外の者の養子となつたとき。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一條の規定により遺族年金又は遺族給付金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶

助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一條第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む)したことにより第三十一條第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一條第五号又は第六号に該当した者

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

(國債の償還金の返還の免除)

第十一條の二 死亡したものとして認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の妻に第四條第一項に規定する國債の償還金が支払われてゐるときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該國債の償還金は、國庫に返還せられないことができる。

2 前項に規定する場合において、第四條第一項に規定する國債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五條 戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第六号中「又は第五條」を「若しくは第五條」に、「又は総動員業務」を「若しくは総動員業務」に改め、「協力者」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国(もとめ、同条第二項の表を除外)において総動員業務と同様の業務につ

き協力中の者」を加える。

第十九條第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第十三條 この法律による遺族援護法第二條第一項第一号及び第四條第二項並びに法律第七十七號第二條第一項の規定の改正並びに附則第三條第一項の規定により、昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、遺族援護法第二十三條第一項第一号に規

定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者並びに附則第六條第二項及び第三項に規定する扶助料を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表中

昭和四十一年	昭和四十一年
七月分	七月分
同年九月分	同年九月分
昭和四十一年	昭和四十一年
十月分	十月分
同年十二月分	同年十二月分
昭和四十一年	昭和四十一年
一月分	一月分
同年三月分	同年三月分
同年六月分	同年六月分
同年九月分	同年九月分
同年十二月分	同年十二月分
昭和四十一年	昭和四十一年
一月分	一月分
同年三月分	同年三月分
同年六月分	同年六月分
同年九月分	同年九月分
同年十二月分	同年十二月分

昭和四十一年

七月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
同年九月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年	七月分	七万一千円	八万一千五百円
同年九月分	七月分	七万一千円	八万一千五百円
昭和四十一年	十月分	七万一千円	八万一千五百円
同年十二月分	十月分	七万一千円	八万一千五百円
昭和四十一年	一月分	七万一千円	八万一千五百円
同年三月分	一月分	七万一千円	八万一千五百円
同年六月分	一月分	七万一千円	八万一千五百円
同年九月分	一月分	七万一千円	八万一千五百円
同年十二月分	一月分	七万一千円	八万一千五百円

附則第四條第一項の表中

昭和四十一年	昭和四十一年
七月分	七月分
同年九月分	同年九月分
昭和四十一年	昭和四十一年
十月分	十月分
同年十二月分	同年十二月分
昭和四十一年	昭和四十一年
一月分	一月分
同年三月分	同年三月分
同年六月分	同年六月分
同年九月分	同年九月分
同年十二月分	同年十二月分
昭和四十一年	昭和四十一年
一月分	一月分
同年三月分	同年三月分
同年六月分	同年六月分
同年九月分	同年九月分
同年十二月分	同年十二月分

昭和四十一年

七月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
同年九月分	七月分	三万五千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年	七月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年九月分	七月分	三万五千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年	十月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年十二月分	十月分	三万五千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年	一月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年三月分	一月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年六月分	一月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年九月分	一月分	三万五千五百円	四万七千五百円
同年十二月分	一月分	三万五千五百円	四万七千五百円

において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあったと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であった者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻したことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号又は第六号に該当した者

第八条 遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻した者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同視すべきものと援護審査会が議決したもの（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

九 前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に關し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

第十条 前四条の規定により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

第十一条 この法律による遺族援護法第二十四条及び第三十五条の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第一条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關しては、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和四十一年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは「昭和四十一年十月一日」と読み替へるものとする。

第十二条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正並びに附則第五条及び附則第七条の規定により、昭和四十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことによる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第九十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

第十三条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正により同法第七條に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第七十七号）第一条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第十六条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

理 由

軍人軍属及び準軍属の遺族の範囲並びに準軍属の範囲を拡大し、準軍属に係る障害年金及び遺族給与金の額を引き上げるとともに、遺族年金等の額の引上げ措置を繰り上げて実施し、あわせて未帰還者及び戦傷病者に係る葬祭料の額を増額し、戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象を拡大する等戦傷病者及び戦没者遺族の処遇の改善をはかる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第二十一条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第二十三条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十四条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

第二十六条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

第二十九条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第三十条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第三十二条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十三条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

第三十五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第三十六条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第三十八条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十九条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

第四十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第四十二条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第四十四条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四十五条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

第四十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第四十八条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四十九条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則

第五十条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となったことを事由として、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けていた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当したものである。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)以下「遺族援護法」という。第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号)附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

三 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

五 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により不具廃疾となつたものに対し、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職

員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百四十号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 昭和三十八年四月一日において戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く)であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者

二 前号の期間内に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていゝと認められる場合を含む)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者(刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていゝないものを除く)

四 当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていゝと認められる場合を含む)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 特別給付金の額は、十万円とし、十年以内

に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第七条 特別給付金に關する処分についての行政

不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に關する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十二条 この法律により厚生大臣に屬する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任すること

とができる。

(省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(特別給付金の支給の特例)

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十四号)による遺族援護法第二条及び第四条第四項の規定の改正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十九号)による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかったことによる同法第七条に規定する障害年金を受けるに至った者は、第二条の規定の適用については、昭和三十一年四月一日において同法第三条の給付を受けていた者とみなす。

(国債の発行の日)

3 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号の四の次に次の一号を加える。

六十三の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第 号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

支給法を施行すること。

理由

恩給法に定める第五項以上の程度の不具廃疾の状態にある戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中委員長 提案理由の説明を聴取いたします。鈴木厚生大臣。

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、未帰還者留守家族及び戦没者等の遺族に對ししては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、さらに昨年制定されました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等により各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今般さらにこれらの援護措置の一段の改善をはかることとしたし、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

まず第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正についてであります。

その改正の第一点は、準軍属の範囲の拡大であります。すなわち、昭和十六年十二月八日以後満州等において、旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力しておられた方々を準軍属として処遇することとしたものであります。これは内地等における旧国家総動員法の規定に基づく総動員業務の協力者につきましては、現行法においてすでに準軍属として処遇されており、関係

戦傷病者

上、これとの均衡を考慮した次第であります。

改正の第二点は、軍人軍属または準軍属であった戦傷病者特別援護法によって療養の給付を受けている場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、これまで障害年金を支給しないたてまとなつていたのを改めて、療養の給付と障害年金の支給とをあわせ行なうこととしたこととあります。

改正の第三点は、準軍属につきましては、従来項程度度の障害者に対してのみ障害年金を支給することとしておりましたのを、軍属の場合と同様款程度度の障害者に対しても障害年金または障害一時金を支給することとしたこととあります。

改正の第四点は、準軍属にかかる障害年金及び遺族給与金の額は、従来軍人軍属にかかる障害年金及び遺族年金の額の十分の五とされておりましたのを、十分の七に引き上げまして準軍属の処遇の改善をはかったこととあります。

改正の第五点は、遺族の範囲の拡大であります。すなわち、現行法におきましては、遺族年金、遺族給与金等を受けることができる父または母はいずれも戦没者と自然血族または法定血族の關係にあることが必要とされておりましたが、昭和二十二年五月三日以後に戦没者が死亡した場合におけるその継親であった者及び入夫婚姻による妻の父母であった者並びに戦没者の事実上の養親等であった者のうち、戦没者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていたもの、援護審査会が当該戦没者の死亡の当時において死亡した者の父または母と同視すべき状況にあったと議決したものに對しても、遺族年金、遺族給与金等を支給することとしたこととあります。

改正の第六点は、旧軍人恩給の停止の日である昭和二十一年二月一日から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行の日の前日、すなわち昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し、この期間内にその相手方と死別した配偶者で、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他援護審査会において当該死別を離婚による婚姻の解消と同視すべきものと議決したものについては、遺族年金、遺族給与金等を支給することとしたこととあります。

きものと議決したものについては、遺族年金、遺族給与金等を支給することとしたこととあります。

これは期間内において再婚し、かつ離婚した配偶者に対しすでに同様の扱いが行なわれていることとの均衡をはかるうとする趣旨であります。なお、戦没者の父、母、祖父、祖母等が再婚し、その相手方と死別した場合についても同様の扱いをいたしました。

改正の第七点は、昭和四十一年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により、昭和四十一年一月ないし同年七月までに実施することとなつていた遺族年金及び遺族給与金の完全増額措置を、六十五歳以上の者及び妻子等については三カ月短縮して昭和四十一年十月から、その他の者については六カ月短縮して昭和四十一年一月から、それぞれ繰り上げて実施することとしたこととあります。

以上のほか、関係法令の改正により、遺族年金、特別扶助料を受け、または受けることとなる戦没者等の妻に對し、戦没者等の妻に對する特別給付金を支給する等所要の改正を行なうこととしたこととあります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正についてであります。

改正の第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の完全増額措置の繰り上げ実施に準じ、留守家族手当の額の増額措置を昭和四十一年一月から繰り上げて行なうこととしたこととあります。

改正の第二点は、未帰還者の死亡の事実が判明した場合においてその遺族に支給する葬祭料の額を、六千円から八千四百円に引き上げることとしたこととあります。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正についてであります。

改正の第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により新たに準軍属として処遇されることとなり、またした者をこの法律による援護の対象に加えることとしたこととあります。

改正の第二点は、療養の給付を受けている者が

死亡した場合においてその遺族に支給される葬祭費の額を、六千円から八千四百円に引き上げることとしたこととあります。

第四は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正についてであります。すなわち、戦没者遺族等遺族援護法による弔慰金を受けた遺族には、同一の戦没者について年金給付を受けている者がいない限り、この法律により三万円の特別弔慰金を支給することとし、該当遺族がいない場合は、戦没者の子に限って転給することとしておりましたが、今般この転給の範囲を拡大し、遺族以外の者に嫁し、または遺族以外の者の養子となつてゐる等の場合を除き、兄弟姉妹までの遺族に転給できるようにいたしました。

以上のほか、各法につき所要の条文の整理を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただいま議題となりました戦傷病者等の要に対する特別給付金支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦において、戦闘その他公務により障害を受けられた軍人軍属及び準軍属、いわゆる戦傷病者等の方々に對しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等により、増加恩給または障害年金等を支給するなど、政府といたしましては、これまでで得る限りの措置を講じてきたところであります。

しかしながら、これら戦傷病者等の要につきましては、戦傷病者等と一心同体ともいふべき立場において、久しきにわたり、夫の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えつつ今日に至つたという特別の事情があると考へられます。したがらば、この際、このような戦傷病者等の妻の精神的痛苦に對して、国としても、何らかの形において慰謝することが必要であるものと考え、これらの方々に特別給付金を支給することといたしますため、ここに、こ

の法案を提案する次第であります。

次に、この法案の概要について御説明いたします。

まず、第一は、昭和十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当する不具廃疾となり、昭和三十一年四月一日において、軍人軍属または準軍属にかかる増加恩給または障害年金、もとの陸海軍の雇用人等にかかる旧令共済障害年金、もとの陸海軍に配属された雇用人にかかる各省共済障害年金等の給付を受けていた者の妻に對し、昭和三十一年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に戦傷病者等と離婚した場合等を除き、十萬円の特別給付金を支給することとしたこととあります。

第二は、この特別給付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付するとともに、この国債は無利子とし、昭和四十一年五月十六日をもつて発行することとしたこととあります。

なお、国債の償還金の支払いについては、省令をもつて規定することとなりますが、来年五月十五日に第一回分として一萬円を、その後、毎年一回一萬円ずつ、最終回は昭和五十一年五月十五日に一萬円を支払ふことといたしております。

第三は、特別給付金を受ける権利は、その譲渡を禁止しておりますが、相続についてはこれを無条件に認めるとともに、国債についての承継に關しても、民法の原則により相続人が受継することとしたこととあります。

その他、特別給付金につきましての時刻、差し押えの禁止、非課税実施機関等所要の事項を規定いたしております。

なお、この法案による特別給付金の支給件数は約三萬三千件程度と見込んでおります。

以上がこの法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 両案につき質疑の申し出がありませんので、これを許します。栗山秀君。

○栗山委員 今回、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、及び戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法案が一括審議となりました機会に、厚生大臣及び事務當局に幾つかの点について質問をいたしたいと存じます。

わが国のあまのまことにみじめな敗戦に終わった第二次世界大戦の終結から、早くも二十年余の歳月がたちました。この間、わが国の社会、経済は荒廃の底から立ち上がつて力強い発展を続け、国民の生活も先進諸国の水準に迫るうとしてゐることは、まことに御同慶にたえないところでございます。しかし、このような繁榮の陰に、あの過ぐる大戦において一命を国にささげた戦没者、あるいは身に傷痕を受けた戦傷病者等の方々のとうとい犠牲があつたというところは、片時も私どもは忘れてはならないと思ふものでございます。私どもは、このような立場から戦傷病者あるいは戦没者遺族等の援護処置の整備拡充を推進してまいつたのでございまして、政府においても逐年関係処置の改善に努力を続けられ、重ねられておるといふことは、これは喜ばしいことでございまして。また、本年度においても、特にたゞいま提案の趣旨の御説明が大臣からございまして、非常に多くの改善がなされてゐるというところは、これはまことにうれいことだと思ひます。これらの提案されました諸問題につきまして、関連してこれから質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、戦時中に軍需工場に徴用された方、同じく軍需工場などに動員された学徒の方など、遺族援護法で準軍属といわれている方々について、その業務上の障害や死亡につき障害年金や遺族給与金が支給されることになってゐますところを、従来からその額は、軍人軍属の方々に對するものの半額とされてゐたのでございまして。このたび、政府におかれては障害年金、遺族給与金などの増額をはかれてゐるというところは、関係者にとりましてはこの上もない朗報でございまして、

が、その額は、軍人軍属の場合に比べると格差がつけておられます。すなわち、十分の七にとどまつてゐるわけでございます。この点につき、準軍属の場合、同じ公務上の障害または死亡でありながら、十分の十、すなわち軍人軍属の場合と同額にならないのか、また、十分の七とした理由は、どういふことであるか、当局の方にお伺ひいたします。

○実本政府委員 いまお尋ねの準軍属につきましては、軍人軍属と同様に、戦争により被害を受けたは、何ら変わりはないわけでございますが、御承知のごとく、この援護法におきます準軍属の処遇を軍人軍属の処遇と全く同等にしてまいるといふことは、その国との關係におきます身分關係の差異といふことが一つ、それから一般戦争犠牲者との均衡といふことが一つ、そういう点を考へ合わせますと、これを全く同等にするといふことは、妥当ではないわけでございますが、現在行なわれております準軍属にかかる年金給付の額を軍人軍属の十分の五としてゐる現状につきましても、先生のおっしゃいますように、必ずしも十分に當を得てゐるというを言ひたいわけでございます。まして、そこで今回、本来の公務以外の理由によります軍人軍属の受傷または死亡にかかります年金給付、すなわち内地におきます勤務関連の傷病により死亡いたしました軍人にかかります特別遺族年金の額が、公務によります場合の年金額の十分の六といふふうになつてゐること等を勘案いたしまして、準軍属の公務上の傷病、死亡にかかる年金給付である障害年金及びその遺族年金の額を、十分の七といふところまで引き上げることとしたわけでございます。

○栗山委員 次に移ります。準軍属の処遇の改善の一つとして、年金額が十分の五から十分の七に引き上げられた、すなわち、金額的には相当大幅な改善を見たことは一応けっこうなことと存じます。ところで、本来の軍人軍属の場合の額についてであります、戦地

においては、脳溢血や肝臓病など、一般には公務傷病とならない病気があった場合でも、公務傷病にかかったものとみなして、その遺族には戦死者の場合と同額の年金が支給されているのに対して、シナ事変中、事変地で同じような病気に罹った場合には六割額しか支給されていない。これは法律上から申せば、同じように故意、重大な過失によらない病気としながら、給付の面で差をつけておくことはいかかと思うのでございますが、なぜシナ事変のはうだけを六割にしておくのか、当局の見解を伺いたい。

○実本政府委員 戦地におきまして勤務中の故意または重大な過失によらない傷病を公務傷病とみなして、それによります障害または死亡につき、本来公務による場合と同様十分の遺族年金等を支給することとしたのは、特に戦地勤務等の実態に着目したからでございます。敗戦に つながります過ぐる大戦における戦地におきましては、従前一般に公務傷病とされない病気の 場合でありまして、長期間にわたる悪条件のもとに あつたという実態からいいますと、公務性が相 当濃厚である場合が少なからずあるということが 考えられるわけでございます。国家補償の精神か らは、これを本来の公務傷病の場合と同様に扱う ことが適当であると考えたからでございます。一 方シナ事変におきましては、戦争の間とは異なり まして、おおむね強健な将兵が従軍したという一 般的な事情もあつたので、不幸傷病を受けられ た場合でも直ちに治療を加える道の講ぜられてお りますこと、あるいは重傷におもむかないうちに そのつど内地に送還いたしました、治療を加える といったような適切な措置が講じ得られた点等を 考え合わせますと、これらの措置が遺憾ながら十分 にはとり得なかつた戦争の間の場合に比較いたし まして、国家補償の観点からいいますと、その 処遇におのずからの格差が生じますことは、ある いは当然かとも考えられるわけでございます。し かしながら、御質問の御趣旨にもごもっともな点 がございまして、さらにその処遇の改善につき

ましては検討してまいりたいと考えております。 ○粟山委員 今度は大臣にお伺いしたいのです が、このたびの改正によつて、準軍属につきまし ては従前の処遇に比べて年金額の増額など相当大 幅な改正をしようとしておられるわけですが、全般 を通じて見ますと、軍人軍属との間になお若干の格 差が残されているように考えられます。特に軍人 と比較した場合、軍人は内地で肺結核、急性肺炎 などいわゆる勤務に関連した病気で死亡した場 合、その遺族に特例扶助料などを支給する等、と もかくも処遇されているところ、準軍属が同じよ うにその職場で肺結核などで倒れても何らの処遇 がない、ここに何か相当な不均衡があるように思 われます。準軍属の処遇につきまして将来さらに 一步を進めた改善が望まれるのでございますが、 これについての大臣の御見解を伺いたいと思いま す。

○鈴木国務大臣 ただいま御指摘の準軍属の処遇 の改善の問題であります。申し上げるまでもな く、準軍属は軍人軍属と異なりまして、身分の点 についてこれを見ても国との間に雇用従属の 関係がない、また、勤務の実態についてこれを見 ましたも拘束の程度が軍人等と全く同様とは言え ない、こういうような事情がありますことは御了 承をいただけたらと思うのであります。このよう な事情からいいたしまして、軍人軍属との間にやは りある程度のそこち差があるというところは、これ はやむを得ないことだ、こう思うわけでありませ ん。しかし、今回の改正措置等によりまして準軍属 の処遇はかなり大幅に改善をされたものである、私 はこのように思うのであります。しかし、御要望 のように、まだまだ私どもはこれでもって十分と は考えておりません。ただいまの御趣旨を十分尊 重をいたしまして、今後とも軍人軍属の処遇の間 題、それから一般戦争犠牲者との均衡、そういう 点をも考慮しつつ、この準軍属の処遇の改善につ きましてはさらに努力を重ねていきたい、かよう に考えております。

○粟山委員 たいへん誠意のある御返答でうれし く思います。 それで、なお、このたびの改正により、多年の 懸案であつたいわゆる事実上の父母が援護の対象 に加えられることになったことは、これを待ちわ びる御遺族にとつてまことに喜ばしいことであり ますが、この事実上の父や母につき、法文上で は、軍人軍属として入隊した当時すでに生計関係 がなくなつてはならないなどという相当きびしい要件 がつけられております。また、そのような要件が 認められた場合でも、一件一件援護審査会の議決 を受けないと遺族として該当しないということに なつております。このようなことは、このたびの せつかくのあたにかい善政が生かされないような 場合がでてこないか。このような条件または取 り扱いをするようになった理由を伺いた い。

○実本政府委員 法律で定めております要件は、 生計関係、それから一時点におきまして継親子関係 の有無というふうな、法律上父母の備えておりま す属性のうち一般化できるものをとらえているだ けでございます。この一般的な要件を備えてお れば直ちに父母と同視できるということになら ない、実態をとらえていこう、こういうことでござ いまして、これらの要件を備えた個々の事例ごと に、親子としての生活意識、それから親子とし の生活実態等につきまして、それぞれ事例にお きましてそれぞれの特殊事情に即した判断を待っ て、初めてこの父母と同視し得る状態にあつたか どうかというものを決定することができるとござ いまして、父母と同視し得る状況にあつたかど うかの決定につきましては、これは相当、二十年 以上も前のことに属することが多いことだと思ひ ますが、とにかく画一的基準によることができま せん、やはり専門的な立場から慎重に、また公正 な判断を必要とするために、この援護審査会の議 決にかけることにしたわけでございます。

○粟山委員 次に移ります。 終戦後の混乱期に再婚した戦争未亡人等が離婚 した場合はすでに援護の対象とされておりますが、

今回、死別された方々にも遺族年金等を支給する との改正しようとするわけであります。ところで、 同じく相手方と別れたということから見れば、離 婚によつて死別であるのが同じではないか、こ う思うのでありますが、死別の場合は逐一援護審 査会の議決を求めなければ遺族年金等が支給でき ない仕組みになっております。これはどのような 事情を予想し、ある者には権利を与え、ある者 に権利を与えないようにしようとしているのか説 明を願うとともに、援護審査会の議決を求めるこ ととした理由がどこにあるのか、これもあわせて 御説明を願いたい。

○実本政府委員 生別の妻の場合には、昭和二十 一年の二月一日から昭和二十七年四月二十九日ま での間に再婚をしまつて、その期間内にその再婚 を離別によりまして解消していることのみがこの 要件でございますので、これは戸籍書類等に照ら しますとすぐ判断できることであるわけでござい ますが、これに對しまして死別の妻の場合には、さ きに述べました二十一年二月一日から二十七年の 四月二十九日までの期間内に再婚を死別により解 消していることのはかに、昭和二十七年四月三十 日において離婚による婚姻の解消をしていた者と 同視できるものであることをこの要件といたして おるわけでございまして、その認定は画一的な基 準によることができません、これはやはり慎重、 公正な審議に待たなければなりませんので、これ を援護審査会の審査にかけてまして議決によるこ とにしたわけでございます。

○粟山委員 十分に満足ではございませんけれ ども、次に移ります。 生別にしろ、死別にしろ、再婚を解消した戦没 者の妻はまことに気の毒な状態にあるのでありま すが、この際、再婚解消の期限とされている昭和 二十七年四月二十九日を延長して、昭和三十年六 月三十日までで再婚を解消した者をも対象とする という考えはありにならないかどうか、その御 見解を伺いたい。

○実本政府委員 昭和二十一年の二月一日から二

十七年の四月二十九日までの間に再婚しまして、それを解消した戦没者の妻等を措置することとしたのは、この期間が旧軍人恩給は停止されております、しかも遺族援護法もまだ適用されておらず、いわば戦没者の遺族にとっては全く未処遇の期間であつたために、この間に生活のために再婚を余儀なくされた遺族の特別の事情を深く考慮いたしまして、これらの者のうちで遺族援護法の施行の際にその再婚を解消していた者は、他の再婚しない者があつておられた戦没者の妻と同様の状態にあつたことを着目したわけでございまして、他の年金制度におきましては、全くこういった特別措置は考えられていない制度でございますから、戦没者の妻等について、特別の事情が認められない期間にまでこれを延長して特別措置を及ぼすということは、きわめてむずかしいことと考へたからでございます。

○栗山委員 これは大臣にお伺いいたします。

実は恩給法の一部改正によって増加恩給、公務扶助料等の額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価等に著しい変動が生じた場合、これにに応じて改定する旨の規定が設けられることとなつていますが、やはりこの遺族援護法においても、いろいろこれから物価の著しい変動などが生じたりすることは当然なものですから、こういう規定を設けなくても自然的に上がっていくというように考へてはできるわけではございませんけれども、やはり同じようにこういう規定を設ける必要があるのじゃないかと思うので、大臣のお考へと、これから検討をなさるとか、そういう御意見を伺いたい。

○鈴木国務大臣 ただいまの問題は、従来から恩給法の改正によりましてベースアップがされました際には、援護法の場合でも、従来そういう線に沿うた改正がなされてきておるのであります。そこで、今回の恩給のベースアップがなされたのでございますから、遺族等の援護の面におきましても、十分そういう趣旨に沿うた検討を私どももしたい、かように考へておる次第であります。

○栗山委員

これも大臣にお伺いしたいのですが、戦没者の遺族のうち、その父母については公務扶助料または遺族年金などが支給されているといふものの、老後の扶養を期待していたた一人のむすこを戦争で失い、それ以来今日まであと継ぎも得られないまま孤獨の生活を送っている老父母がございまして、また、お年寄りになつてまいりましたし、特におとうさんのほうなどが動かないような病氣になつてゐる、おかあさんのほうはその看護のために内職もできない、そういうようなまことにお気の毒な老父母がいられるわけでございます。先年、戦没者の妻に対しては、いわゆる靖国の妻としての精神的な痛苦を慰める、そういうことで特別の給付金を支給した経緯もございまして、これらの扶養すべき直系血族を戦争で失つた老父母に対しても、国としては何らかのあたたい施策が痛感されるところでございまして、ついでに、これに対してはどのような考へか、見解をお尋ねしたい。

○鈴木国務大臣

すべての直系血族を失つた、あるいはまた、最後の直系血族を失つた、こういう老父母の方の置かれておる立場、また、精神的、経済的な非常な苦痛、そういうことにつきましまして、まことに御同情にたえない次第であります。私どもは、特別支給金を支給する等のことにつきまして、前向きでこの点につきましまして十分検討いたしたい、こう考へております。

○大坪委員

関連して、ただいまの栗山先生の御質問は、私どもも非常に同感することでございます。何と申しましても、戦争犠牲者の措置が十分でなくしては国民の精神が振起されなかつたと思つておりますが、現実私どもが国民の、特に遺族の方々に触れて感じますことは、国の救援がきわめて薄いということでありまして、手が行き届いていないと思ふことが少なくございません。こういう状態では私どもは、将来たとえば大災害が起きたというような場合を予想してでも、国や社会公共の非常時の場合に、一身を犠牲にして社会公

共のために奉ずるという国民の精神を期待することではないのかというように思つて、特にやういふ点については、特にならぬと思つておるわけであります。特に、ただいま栗山先生の御指摘になりましたような事態は、私どもも実は知つてゐる例がございまして、ほんとうの、ただの一人むすこをなくしてしまつた、父母はすでに年老いて、自分の力で生活をささえるといふことはできなくなつたといふような事情の者があつたわけでございます。この人たちに對する遺族扶助料は、御承知のように九万三千五百円。それから、一般の生活保護を受ける生活保護費はそれよりさらに高いのでありまして、唯一のたよりである一人むすこを二人むすこを二人とも国にささげたその老父母が、生活保護費よりも少ない国の援護で生活をささえていくといふことは、きわめてみじめなことであると思つてございまして、ただいま厚生大臣は前向きで処理したいといふことでございまして、私どもは、その厚生大臣の御誠意を深く信頼し、これに御期待申し上げておるわけでございますが、それは来年度の予算からでもひとつお考え願ひなければならぬ問題じゃないかと思つてございまして、その辺について大臣のお気持ちをお聞かせ願ひえければありがたいと思ひます。

○鈴木国務大臣

ただいまの問題は、私どもも真剣にこれを早急に解決をいたしたい、こう考へておりました、昭和四十二年の予算編成にあたりましては最善の努力を払つてぜひ解決をしたい、かように考へております。

○大坪委員

ありがとうございます。

○栗山委員

改正法案では、昭和三十九年の遺族援護法の改正及びこの法案等により遺族年金等を受けることとなつた戦没者の妻に對しても、戦没者等の妻に對する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしておりますが、この特別給付金に關連して、特別給付金国庫債券を國が一時に買い上げる場合、あるいは国民金融公庫がこ

れを担保に資金を貸し付ける場合等の基準が生活保護の被保護者等に限られ、少しきびし過ぎると思つておりますが、どうでしょうか。また、これを、子女の結婚資金とかあるいは就学資金等に充てるための担保貸し付けができるように配意はできないものでしょうか。

○実本政府委員

特別給付金の国庫債券の買い上げの問題は、実は大蔵省のほうの所管なのでございまして、私のほうから便宜お答え申し上げま

特別給付金の国庫債券を國が一時に買い上げま

す場合をいさしく広げてはという御意見でございますが、この買い上げ措置は、御承知のように、生活保護法の被保護者やそれから災害によりまして急に生活が困窮になつた者といったようなものに限つて、いま特に特別な措置で一時買上げといふことが行なわれておるわけでございますので、このような生活上の緊急のニーズを持たない対象に對しまして例外措置を及ぼすということには、困難ではないだらうかと考へられるわけでございます。ただ、これを補います意味におきまして担保貸し付けの制度がございまして、これは国民金融公庫から担保貸し付けをするわけでござい

ますが、この場合には、こういった生活困窮者といふものに限りませんが、生業資金を必要とする

認められるものであれば、これを対象といたしまして貸し付けてまいつておるわけでございまして、これでもつていよいよ買上げ償還の制限を實際に補つていくと考へていただいていいんじゃないかと考へております。

なお、結婚資金とか就学資金のための担保貸し

付けの措置をとることにつきましては、遺憾ながら、国民金融公庫の業務の性質上から見まして非常に困難であるのが現状であるといふふうに見ておるわけでございまして。

○栗山委員

大臣にお伺いたしますが、昨年、終戦二十周年にあたり、過ぐる大戦において戦間その他の公務等のため國に殉じた軍人軍属及び軍属の遺族のうち、公務扶助料、遺族年金等の援

護を受けていない者に対して、特別の弔慰のため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金が支給されることとなりましたのはまことにうれいこととございます。しかしながら、これは、戦没者の筆頭遺族と認められて遺族援護法による弔慰金を受けた遺族、及びその筆頭遺族がすでに死亡した場合であつて戦没者の子があるときその戦没者の子に対象が限られており、援護にいま一步の感がございました。今回の改正法案によりますと、この対象が大幅に拡大され、弔慰金を受けた筆頭遺族が死亡した場合において、あとに戦没者の父母、孫、祖父及び兄弟姉妹までの者があつたときは、それらの者も特別弔慰金の支給の対象となることとなっているのであります。これをさらに進めて、民法にいう三親等内の親族——おじ、おばなどしか残っていない場合も、それらの者を対象に加えることとして、一人の戦没者の死亡についてだれも特別弔慰金が支給されないという場合をできるだけ少なくするよう政府は努力すべきではないか、そう思うのでございます。また、日華事変中の戦没者遺族をも支給対象とする考えはありにならないか、これをお伺いしたい。

○鈴木国務大臣 この遺族援護法によりますところの弔慰金は、筆頭遺族に對して支給をするというようにいたしておるのであります。民法によります三親等以内のおじ、おば等の親族につきましては、その者が筆頭遺族に該当する場合に支給する者、こういう扱いでやっております。このような者につきましては、特別弔慰金を支給するといふたてまえをとつておるのであります。しかし、三親等以内の親族のうちで、筆頭遺族として弔慰金を受けた者以外の者全部にこれを支給するといふ問題につきましては、私も御趣旨はわからぬではないのでありますけれども、戦没者とのつながりが非常に薄い、また、戦後だいぶ年月もたつておまして、そのつながりはさらに一そう希薄になつておる、こういうぐあいに私も考えざるを得ないわけでございます。しかしながら、この問題につきましても御要望がだいぶございますので、私もとしてみ、今後課題として十分研究をしていきたい、こう思うわけでございます。

それから、日華事変の際の遺族には、この遺族援護法によりまして弔慰金そのものが支給されておらないわけでございます。したがひまして、これを日華事変の戦没者遺族にそのまま適用するといふことは問題がある、私も私も考えておりますが、この問題につきましても今後の問題として研究を進めたいと思ひます。

○栗山委員 では、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係について質問申し上げます。

戦傷病者等の妻に對して特別給付金を支給しようとする政府の提案は、長年戦傷病者の手となり足となつて居てきたこれらの者の妻にとつて、非常に心に灯をともしようなことに時宜を得た処置であると思ひますが、その内容について二、三の質問をいたしたいと思ひます。

まず大臣に、この法律の立法の理由、それから、特別給付金の性格はどんなものでありますか。いかがでありますか。

○鈴木国務大臣 昭和三十八年度に戦没者等の妻に對して特別給付金を支給いたしましたのでありますが、戦傷病者等の妻の場合におきましても、戦傷を受けられた御主人をかかえて、長年介護あるいは看護に御苦労を積まれておる。また、生活面でも、そういうけがをされた御主人でございまして、十分な働きができません、そういういろいろな精神的、物質的に御苦労の多い、また、非常にお気の毒な事情に置かれておたつたわけであります。そういう戦傷病者の伴侶として長年御苦労された妻の方々に對して、国が心から感謝の気持ちをあらわしてあげるといふようなことは必要ではないか、そういうような考え方に立ちまゐり、今回、戦没者の妻に對する特別給付金にならぬ、戦傷病者の妻に對して特別給付金に支給する、こういうことを実施いたそうとするわけでございます。

○栗山委員 この法律は、昭和四十一年四月一日から適用しようとするのに、この特別給付金を受ける権利の設定についての基準日を、わざわざさかのぼつて昭和三十八年四月一日に妻であつたことを要件とした理由はどういうわけでありませうか。

○実本政府委員 この戦傷病者等の妻に對して特別給付金は、ただいま大臣からもお話がございましたように、戦没者等の妻の場合に準じまして、その苦しい立場を慰謝して差し上げるための趣旨のこれに準じた給付金でございますので、そういう手本をいたしますものと戦没者等の妻に對します特別給付金の受給権の設定の場合と全く同じ基準日をとりまして、昭和三十三年の四月一日をその基準日とした理由でございます。

○栗山委員 ただいまのお答えはわかりました。けれども、これについてはまだ納得できない面もあつて、御検討をいただきたいと思つておりますが、次に移ります。

戦傷病者などを、シナ事変以後に受傷、罹病した者に限つたのはどういふわけか。この特別給付金が妻に對する特別の慰謝であるならば、より長い期間苦勞をした満州事変、あるいは日独戦争、または日清、日露の戦役などの戦傷病者の妻こそ取り上げるべきで、特にこれらの者を排除する理由がないではないかと私は思ひますが、どうでございませうか。

○実本政府委員 戦没者等の妻に對して特別給付金を、過ぐる大戦に對するシナ事変以後の死亡者の妻に對しては、このようにございまして、それから、シナ事変以前の戦役、いまおぼろになりましたような満州事変あるいは日独戦争、また、さらにさかのぼつて日清、日露の戦役等の戦傷病者の妻にまで及ぼしてはというお話でございますが、戦没者、戦傷病者及びそれらの者の妻を取り巻く当時の社会環境といふものが、今次の敗戦につながるシナ事変以降の戦没者、戦傷病者及びこれらの者の妻の場合とその環境の事情が著しく異なつております。かつまた、日清、日露といふことと歳月の経過も非常に遠くまで及ぶといふことになりまして、現在におきましては、やはり特別の慰謝をする必要は戦没者の妻の場合と同じようなケースとして限定してまいりたいと思つておるわけでありませう。

○栗山委員 この問題については御検討いただくことにいたしました。次に、不具廃疾の夫を持つた妻の心情には変わりがないと思ひますのに、第五項程度以上の戦傷病者の妻に限定したのはどういふわけか。また、その不具廃疾の程度を昭和三十三年四月一日における状態とらえようとしておりますが、昭和三十三年四月一日には第五項程度であつたが、その後第六項以下に低下した戦傷病者の妻の場合には支給されるのかどうか。また反対に、昭和三十三年四月一日には第五項程度にとどまつていたものが、その後第五項以上に悪くなった場合はどうするのか、伺ひたいと思ひます。

○実本政府委員 戦傷病者等の妻の御苦労をねぎらうために給付したそうとしておりますこの特別給付金の対象を、障害の程度が五項程度、つまり例をあげますと、一つの側におきまして総指が全部なくなつた場合、あるいはひじ関節以下の各関節の機能が廃絶したとか、あるいは一眼盲と申しますか、片方の目が全然失明してしまつたといったような五項程度の不具廃疾の程度にきまつたわけは、これらの障害を有する場合には通常労働能力のおおむね六〇%以上の喪失というふうに認められるに至つておられますので、これらの障害を、六〇%程度の機能を欠かせる場合の方々をかえっておられます妻につきましても、そのお世話をすることの難しさ、あるいはそういう夫を助けて日常生活におきまします家庭の維持、その他夫の社会復帰とか更生とかいふようなことにつきまします御苦労といふものに対しては、国としてはその程度の方々の苦痛に對して、国としてはその程度の方々のめどを一応五項程度と見てこれを相当と考えたからでございます。

なお、今回の特別給付金の措置につきましても、戦傷病者等の不具廃疾の程度を昭和三十三年

の四月一日における状態とらえることにいたし
ております。御指摘のとおりでございますが、
そのように一時点におきまして状態に着目するこ
ととしました以上、その時点において五項症であ
れば、自後においてたとえ第六項以下になった
場合にもこれを問わないのは当然でありますし、
また反対に、この時点におきまして第五項に達
していないものでありますれば、たとえその自後
におきまして第五項になったといたしましても
対象としないこととするわけでございます。その
自後に悪くなったものにつきましては、これは対
象としないことになるわけでございます。

このことは、やはりある一時点におきまして症
状を把握してこれを基準として法律上の要件を定
めることといたします以上、その時点をどこにと
うとも、避けることのできないような問題では
ないか。ある一定の時点で固めていくというこ
とは、現在どういう制度でも行なっているわけ
でございます。

○栗山委員 ただいまのお答えの、ある一定の時
点でとらえるきりし方がないということにつ
いてはうなずけるのでございますが、どうもまだ納
得ができない点があるのと、もう一つ、第五項
程度、この方たちというのが大体六割程度の機
能の喪失者、そういうことでこれを入れたと言
われますけれども、せめて私は、項症程度は全
部入っているのじゃないか。そうして五項満足
な者にはわからない痛みというものが、たとえ第五
項以下の方たち、本人はもちろんです、奥さん
たちにもあるのじゃないかと思われまして、こ
れは御検討いただきたい。ただいまの、四月一日
に第五項であったが、その後低下したという人も
入るといふ、これはまことに安心いたしました。
次に、特別給付金の額を十万円とした根拠は何
かということ伺いたいと思ひます。

○実本政府委員 この特別給付金の性格が、戦傷
病者等の妻に對します特別の慰謝であることを念
頭に置きまして、一方、戦没者等の妻に對します
特別給付金が二十万円であることの均衡を考

慮いたしまして、今日の通念といたしまして十
円ということが妥当であろうと考えたわけでござ
います。

○栗山委員 だいぶ時間もたっているようでござ
います。今回の特別給付金の償還金の支払い方
法はどうなっておりますか。また、この特別給付
金は生活保護法上収入として認定されるのかど
うか。

○実本政府委員 この特別給付金を出しますゆ
えのものは、重度の戦傷病者の夫をかかえまし
た妻に對します慰謝でございます。これを生活費
の補給とか、そういったことから考えて出すもの
ではございませんので、これは生活保護法の関係
から申し上げますと、生活費として、その人の収
入として認定していくというふうなことを避けて
まいりたいと、かように社会局とも話しておる
わけでございます。

国債の償還金の支払いにつきましては、省令を
もって規定することとしておりますが、来年の五
月十五日に第一回分として一万円を、その後毎年
一回一万円ずつ、最終回が昭和五十一年の五月十
五日に一万円を支払うというふうに支払い方法が
なっております。

○栗山委員 この特別給付金の国債については、
政令で定める場合を除くは譲渡、担保権の設定
はできないことになっておりますが、政令で定め
る場合とはどのような場合を予定しているのか。
なお、国債の買い上げと担保貸し付けについて
は、本年度から実施されるのかどうか。

○実本政府委員 政令で定めます場合と申します
のは、国に譲渡する場合、つまり国が買い上げ償
還をする場合でございます。それから、地方公共
団体または国民金融公庫に對して担保権を設定す
る場合を予定いたしておるわけでございます。ま
た、これら買い上げ償還等につきましては、本年
度は国債の償還金が支払われないことから行な
わないことになっておりますが、将来は必要を生ず
る場合が必ずあると考えられますので、本年度以
降必要に応じて措置できるよう関係機関と協

議してまいりたいと考えております。

○栗山委員 昨年、戦傷病者特別援護法の改正に
よって、戦傷病者の相談員の制度が設けられま
した。これは非常に喜ばれて、時効になりそう
な方が救い上げられたり、いろいろこの相談員制
度の効果があらがって喜ばれておりますけれども、
せっかく設けられた制度の現在の定員があまり少
ないために、各相談員の担当地域が広過ぎるな
ど、円滑に運営されていないうらみがございま
すので、将来これを増員する考えがあらくなるか
どうか。

○実本政府委員 お尋ねの戦傷病者相談員の活躍
でございますが、数が少ないのに非常によくケ
スワーカーとしての実績をあげていただいている
というふうな先生のおことばでございますが、わ
れわれのほうから見ておりましたら、そういう
な状態でございます。現在本土関係で四百六十
名、沖縄に十名というふうな配置でございま
して、各都道府県約十名程度の方々に活躍をして
いただいております。各々から、各方面からこ
の増員を望む声が非常に多いので、この
制度はまだ昨年の十月に発足したばかりでござ
います。来年度あたりはそろそろ、こういう非
常に各方面から希望される制度というものを伸ば
していくために、増員を検討してまいりたいと考
えておるわけでございます。

○栗山委員 現在戦傷病者のうち入院療養を行
なっている人々は、長期にわたって療養している
人々が大部分でありますけれども、これらの人々
が退院して社会復帰をする際には、その特別な事
情を十分考慮いたしまして、たとえばアフターケ
ア施設に入れるなど適切な配慮が必要と思わ
れますが、これについてはどのような考えをして
いらっしゃるか。

○実本政府委員 お話のように、現在、戦傷病
者特別援護法によりまして入院療養を行なってお
る方々が相当な数ございまして、約二千名ばかり
でございますが、これらの大部分の方々は結核性疾
患で、相当長期にわたりまして療養を行なってお
られるわけでございます。したがって、これらの方
々が療養を終えられて退院され、社会復帰
するということになります場合には、社会復帰
の現場に直接出られるというところは、いままで
の療養を台なしにするということではございま
して、必ずこういった方々にはアフターケア施設
のトレーニングを経て出さなければならないこと
が必要でございますので、ただいま各地方公共団
体等におきまして、各都道府県大規模施設として
おります例の結核回復者後援施設というところへ
の入所あっせんというふうなことは、十分われ
れの方々のほうからも気を配りまして行なってい
たいと考えておる次第でございます。

○栗山委員 なお、入院療養中の戦傷病者のと
ころにその家族がお見舞いに行く、あるいは家事
の相談に行く、そういうような場合、現在の旅
費は全く自弁となっております。一家の柱となる
人が病床にあるために生活にはゆとりがない家族
にとりて、この旅費の支出ということは非常に負
担になっておりますし、家族の者はできるだけ何
べんも行きたいでもあろうし、また、療養中の者
はことにその家族の来てくれることを望んでい
ると思ひますが、いまのような状態でもってなか
か行きにくい。こういう家族の見舞い旅費を、何
らかの方法で支給を考慮するということはでき
ないものでしょうか。

○実本政府委員 お説もとてもございまして、
入院患者の家族に對し、見舞い旅費を支給し
てもらいたいという切なる御要望はかかえてからし
ばしは承っております。ただいまは、われわれ
のほうもまだ非力にしてその要望に十分にこた
えかねておるわけでございますが、明年度予算要
求の際には、十分それを実現できまうように努力
してまいりたいと考えておるわけであります。

○栗山委員 通院療養中の戦傷病者から、通院に
要する交通費を支給してほしいという要望が非常
に強うございます。遠隔地の医療機関に通院して
いる者にとりては、その交通費の負担もなかな

